

函館市議会広報委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市議会の情報を広く市民に提供することにより、市民と議会が情報を共有する開かれた議会の推進を図るため、函館市議会広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 函館市議会だよりの編集および発行に関する事項
- (2) 函館市議会ホームページの編集および発信に関する事項
- (3) その他、議会の情報提供・PRに関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、市議会の各会派から選出された代表各1人の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長各1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員に事故があるときは、委員長に届け出て、当該委員が属する会派のうちから代理者を出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、委員の合意により決する。
- 5 議長および副議長は、必要に応じ委員会に出席し、発言することができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年6月25日から施行する。